

生活排水処理基本計画



令和8年3月

吉野町

目 次

第1章 計画策定の基本的な考え方	
第1節 策定の趣旨	1
第2節 計画の理念及び基本方針	2
1. 計画の理念	2
2. 基本方針	2
3. 計画の位置付け	2
4. 計画の構成及び策定手順	3
5. 計画対象区域	3
6. 適用範囲	3
第3節 計画目標年度及び目標	4
1. 計画の目標年度	4
2. 計画目標	4
第2章 計画地域の特性	
第1節 自然的条件	5
1. 地理・地形	5
2. 気象特性	6
第2節 社会的条件	7
1. 人口	7
2. 産業	9
第3章 生活排水処理の現状	
第1節 生活排水処理の状況	11
1. 処理区域及び処理主体	11
2. 生活排水処理の流れ	11
第2節 生活排水処理の実績等	12
1. 公共下水道事業	12
2. 処理区域及び処理主体	13
3. 合併処理浄化槽設置整備事業	14
4. 生活排水処理率	14
第3節 生活排水処理対策に係る関係法令等	16
第4章 生活排水処理の現状	
第1節 経済的要因	17
第2節 将来における処理の見通し	18
第3節 生活排水処理システムに関する事項	18
1. 処理の現状と課題	18
第5章 生活排水処理基本計画	
第1節 生活排水処理の基本方針	19
1. 基本理念	19
2. 基本方針	19
第2節 生活排水処理人口等の推計結果及びし尿等排出量の推計	20
1. 行政区域内人口	20
2. 公共下水道人口	20
3. 単独処理浄化槽人口	20
4. し尿収集人口	20

5. し尿及び浄化槽汚泥の排出量の見込み	20
第3節 処理目標達成のための施策	22
1. 処理目標	22
2. 目標施策	22
第6章 その他	
1. 住民に対する広報・啓発活動	23
2. 地域に関する諸計画との関係	23

第1章 計画策定の基本的な考え方

第1節 策定の趣旨

私たちが生活するうえで、生活排水の排出は避けて通ることができない課題です。

吉野町（以下、「本町」という。）では少子高齢化の進行や人口減少等コミュニティの変化、安心・安全なまちづくりへの関心は年々高まってきており、「持続可能な開発目標（SDGs）」の採択等、社会情勢も大きく変化してきました。

2015年9月25日国連総会にて、持続可能な開発のために必要不可欠な向こう15年間の新たな行動計画『我々の世界を変革する：持続可能な開発のための2030アジェンダ』が採択され、2030年までに達成すべき持続可能な開発目標（SDGs）として、17の世界的目標と169の達成基準が示されました。SDGsの取り組みは翌2016年より世界規模で開始されており、なかでも「快適で衛生的な生活環境の向上」と「自然環境の保全」は密接に関連しているため、主に目標11「住み続けられるまちづくりを」や目標6「安全な水とトイレを世界中に」、目標15「陸の豊かさを守ろう」などで包括的に取り扱われています。

これを受けて本町では、排出されたし尿及び浄化槽汚泥を計画的に収集・運搬し、衛生的かつ適正に処理するため、汚泥の燃料化やリン回収を行う環境配慮型（MAP法）を採用している最新鋭の施設—五條市クリーン・オアシスに対して処理を委託しています。

しかしながら、し尿汲み取り世帯や単独処理浄化槽世帯では、台所、洗濯、風呂等から排出される汚水（生活雑排水）が未処理のまま河川に放流されるため水質汚濁の主要因となっており、この状況を改善するには、下水道等の排水集合処理施設への接続の促進を行うと共に、合併処理浄化槽への普及促進を図ることで生活排水の衛生処理を推進し、住民及び事業者の協力のもと河川等の公共用水域の水質汚濁防止に努めていく必要があります。

このような状況下において、長期的・総合的な視点に基づく計画的な生活排水処理の推進を目標に、その実現に向けた基本方針や対策を反映・統括した「生活排水処理基本計画」（以下、「本計画」という。）を策定しました。



目標	各目標のテーマ	目標	各目標のテーマ
目標1	貧困をなくそう	目標10	人や国の不平等をなくそう
目標2	飢餓をゼロに	目標11	住み続けられるまちづくりを
目標3	すべての人に健康と福祉を	目標12	つくる責任 つかう責任
目標4	質の高い教育をみんなに	目標13	気候変動に具体的な対策を
目標5	ジェンダー平等を実現しよう	目標14	海の豊かさを守ろう
目標6	安全な水とトイレを世界中に	目標15	陸の豊かさを守ろう
目標7	エネルギーをみんなに、そしてクリーンに	目標16	平和と公正をすべての人に
目標8	働きがいも 経済成長も	目標17	パートナーシップで目標を達成しよう
目標9	産業と技術革新の基盤をつくろう		

第2節 計画の理念及び基本方針

1. 計画の理念

生活排水処理の整備推進に努めつつその重要性について啓発活動等により広く周知することで、環境保全及び公衆衛生向上を図ることが本計画の理念です。

2. 基本方針

① 公共下水道事業等の効果的な推進

各戸の水洗化を整備し河川の清流を守り、生活環境の向上のために引続き下水道整備を実施します。

② 合併処理浄化槽の普及と維持管理啓発

公共下水道認可区域及び農業集落排水事業実施区域を除く地域において、合併処理浄化槽の設置事業の推進、単独処理浄化槽設置家屋の合併処理浄化槽への転換を推進します。また、合併処理浄化槽の維持管理の啓発を行い生活環境の保全、公衆衛生の向上を図ります。

③ し尿及び浄化槽汚泥等の適正な処理体制の構築の推進

本町より排出される、し尿及び浄化槽汚泥の恒常的な処理体制の確保に努めます。

3. 計画の位置付け

本基本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和45年法律第137号）第6条第1項の規定に基づく「一般廃棄物処理計画」のうち、長期の計画的な生活排水処理の推進を図るための基本方針を示す「生活排水処理基本計画」として位置付けるものです。

また、本町が策定した「吉野町第5次総合計画」との整合を図るものです。

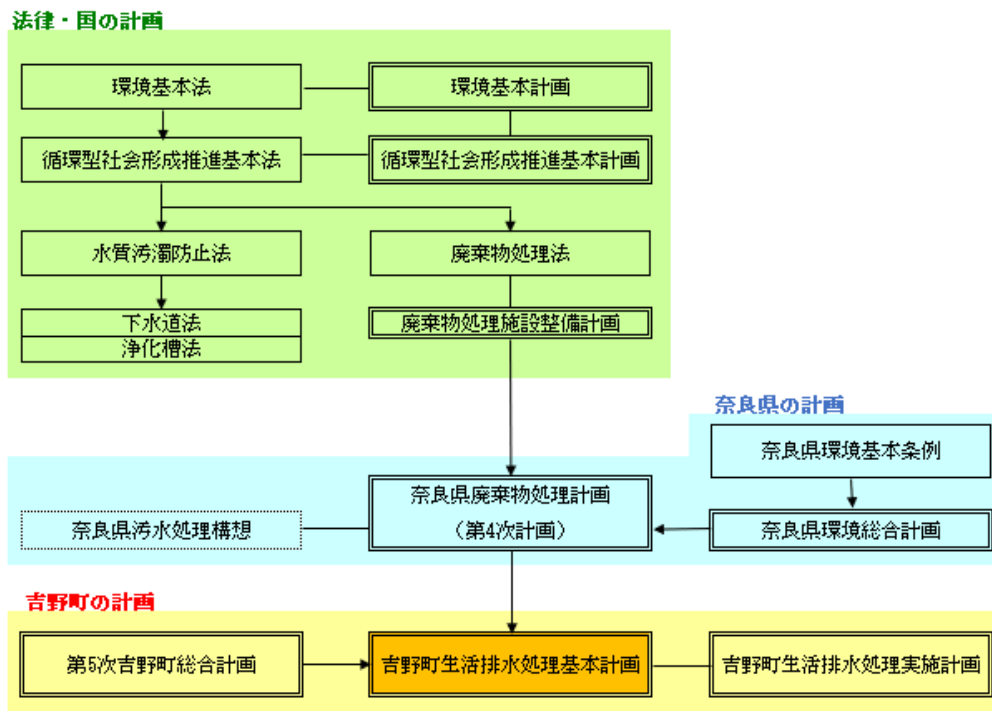


図 1-2-1 本計画と他の法令・計画との関係

4. 計画の構成及び策定手順

①計画策定の基本的な考え方

計画策定における背景や位置づけ、目標年度等を定めます。

②廃棄物処理に関する基礎資料等の収集・整理

計画地域の基礎的資料、生活排水の発生状況等を整理します。

③現行生活排水処理の課題

前項までの事業を踏まえて、生活排水処理に関する課題を整理します。

④生活排水処理基本計画の策定

排出抑制・資源化、収集・運搬、中間処理、最終処分等の基本方針・計画を定めます。

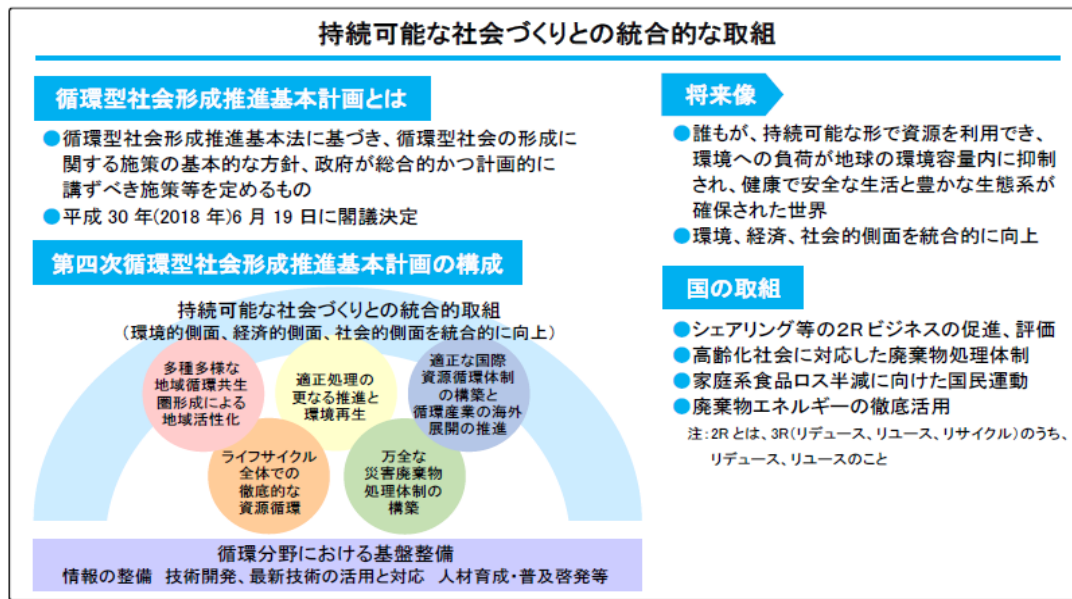


図1-2-2 計画策定の手順

5. 計画対象区域

本計画の対象区域は、本町行政区域内全域とします。

6. 適用範囲

本計画の適用範囲を図1-2-3に示します。

対象となる廃棄物の範囲は、計画対象区域で発生する一般廃棄物（し尿）です。

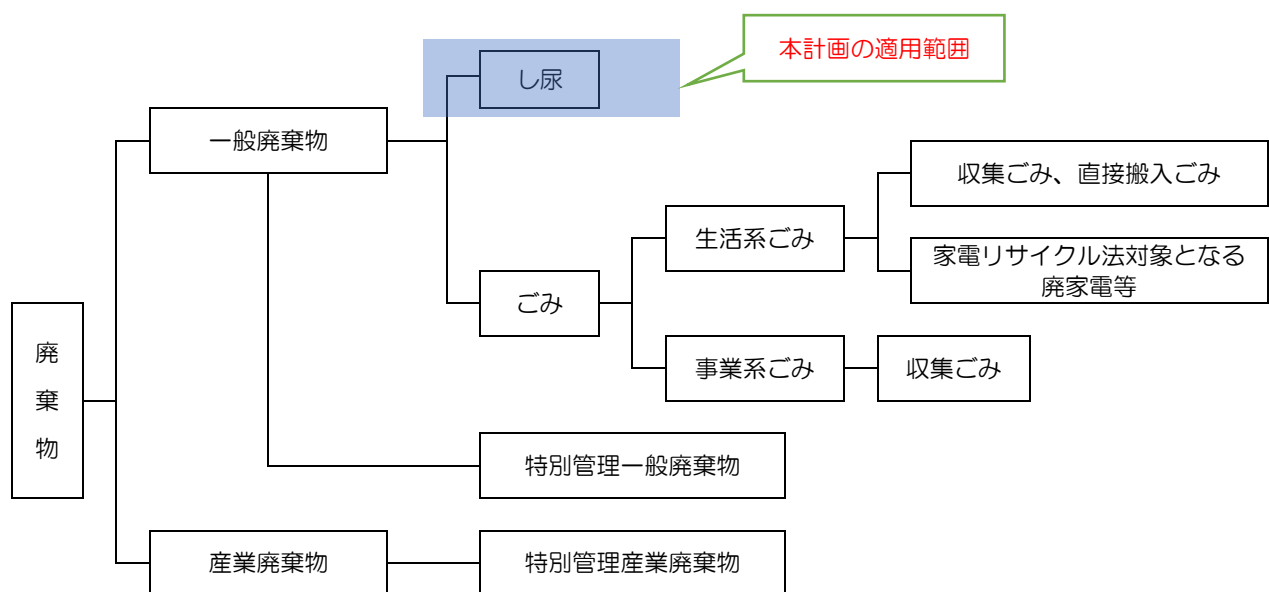


図 1-2-3 本計画の適用範囲

第3節 計画目標年度及び目標

1. 計画目標年度

本計画は、令和4年度を起点とした10年間の長期計画として、同7年度を中間、同12年度を計画目標年度とします。なお社会の趨勢の変化、下水道事業の整備状況等との整合性を保つため、おおむね5年毎に計画の見直しを行うものとしてします。



図 1-3-1 計画期間と計画目標年度

2. 計画目標

本計画に基づき、計画目標年度までに生活排水処理率を下記数値までに引き上げることを目標とします。

【令和12年度における生活排水処理率】 **61.3%**

※生活排水処理率(%) = 水洗化・生活雑排水処理人口 ÷ 計画処理区域内人口 × 100

2. 気象特性

令和6年の日平均気温は、最高が8月の26.7℃、最低が1月の-1.6℃です。降水量は、年間1,643.0mmで7月が最も多くなります。

平地は穏やかな内陸性気候ですが、山間部は低温多雨な山岳性気候へと変化します。

表2-1-1 平均気温と降水量の推移

項目	降水量 (mm)	気温 (°C)		
		平均	最高	最低
R1	1,750.5	13.5	19.3	8.5
R2	1,644.0	13.6	19.4	8.7
R3	1,551.5	13.6	19.6	8.7
R4	1,313.0	13.3	19.3	8.4
R5	1,733.0	13.9	20.3	8.7
R6	1,643.0	14.7	20.5	10.1
1月	36.5	3.1	8.8	-1.6
2月	96.5	4.7	10.1	0.6
3月	180.5	6.1	11.8	1.0
4月	108.0	14.6	21.1	8.8
5月	171.0	16.3	22.9	10.3
6月	317.5	20.8	26.7	16.2
7月	318.5	26.2	31.4	22.1
8月	160.5	26.7	32.8	22.3
9月	35.5	24.7	30.6	20.5
10月	176.5	18.1	23.3	14.2
11月	121.0	10.9	16.3	6.3
12月	21.0	4.3	9.7	-0.1

出典：アメダス（降水量：吉野測候所、気温：大宇陀測候所）

※表記は、年度ではなく年（1月～12月）を示します。

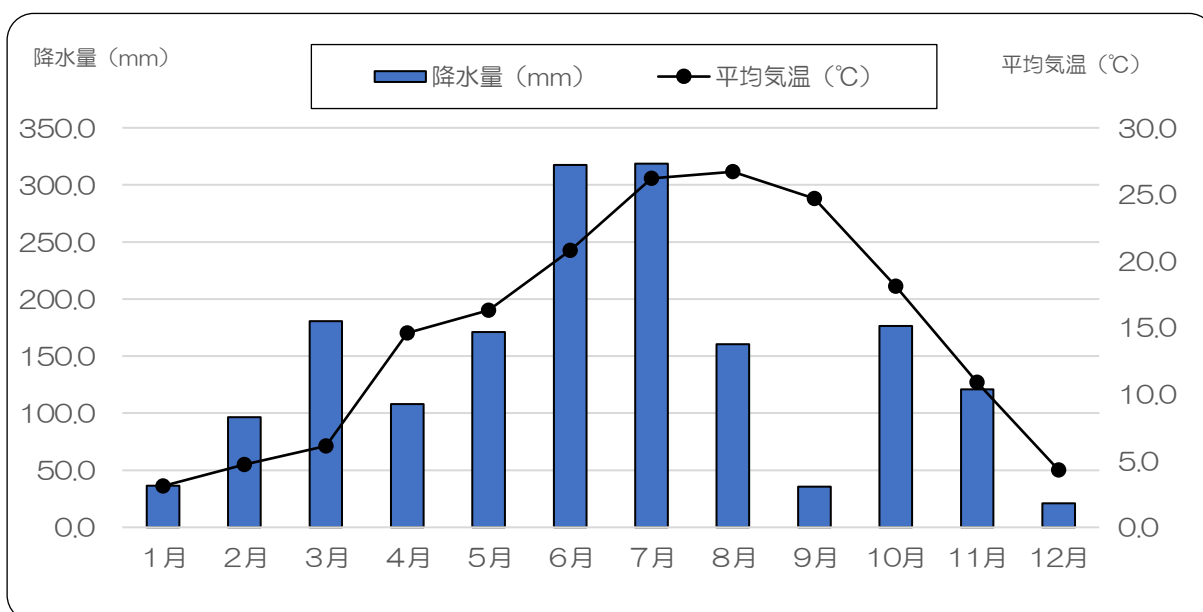


図2-1-1 平均気温と降水量の推移(令和6年)

第2節 社会的条件

1. 人口

1) 人口と世帯数

本町の人口は減少しながら推移しており、令和6年度は 5,764 人で過去 10 年間で 2,031 人減少しています。また、同年度の世帯数は 2,982 世帯で平均世帯人員は 1.93 人となっており、いずれも減少しながら推移しています。

表 2-2-1 人口・世帯数の推移

年度	人口（人）		世帯数 （世帯）	平均世帯人数 （人/世帯）
		増加人口		
H27	7,796	—	3,449	2.26
H28	7,565	-231	3,400	2.23
H29	7,289	-276	3,376	2.16
H30	7,052	-237	3,319	2.12
R 1	6,811	-241	3,286	2.07
R 2	6,596	-215	3,216	2.05
R 3	6,405	-191	3,120	2.05
R 4	6,184	-221	3,082	2.01
R 5	5,979	-205	3,031	1.97
R 6	5,764	-215	2,982	1.93

※各年度3月末現在

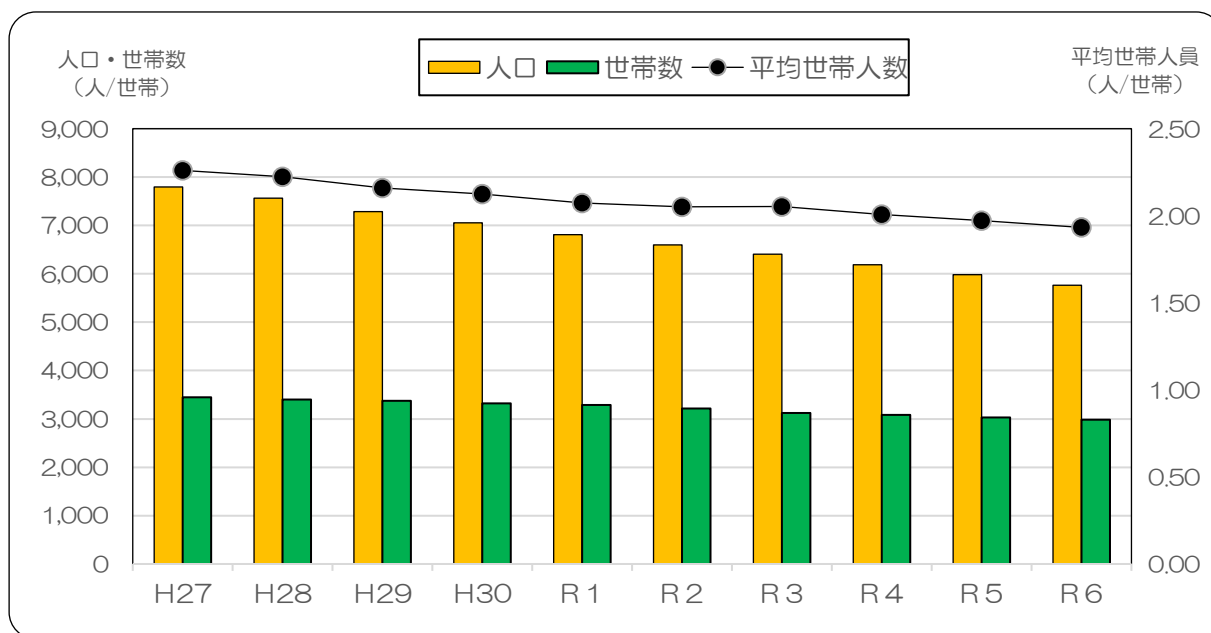


図 2-2-1 人口・世帯数の推移

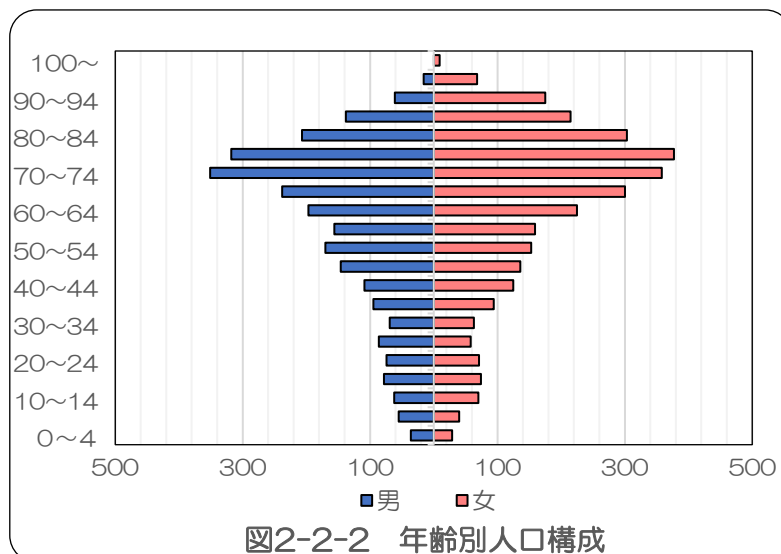
2) 年齢別人口構成

令和6年度における年齢別人口構成は男女ともに70～74歳の人口が最も多く、つぼ型となっています。一方で20歳代後半に落ち込みが見られ、少子高齢化とともに若者の流出が顕著になっています。

表2-2-2 年齢別人口構成 (単位：人)

項目		総数	男	女
幼年 少人口	0～4	65	36	29
	5～9	95	55	40
	10～14	132	62	70
	小計	292	153	139
生産 年齢人口	15～19	152	78	74
	20～24	145	74	71
	25～29	144	86	58
	30～34	132	69	63
	35～39	189	95	94
	40～44	234	109	125
	45～49	282	146	136
	50～54	323	170	153
	55～59	315	156	159
	60～64	422	197	225
	小計	2,338	1,180	1,158
老 齡人口	65～69	538	238	300
	70～74	709	351	358
	75～79	695	318	377
	80～84	510	207	303
	85～89	353	138	215
	90～94	236	61	175
	95～99	84	16	68
	100～	9		9
	小計	3,134	1,329	1,805
総計	5,764	2,662	3,102	

※出典：住民基本台帳 令和7年3月末現在



2. 産業

本町の産業構造をみると、事業所数では『製造業』および『卸売業・小売業』が主要な割合を占めています。一方、従業者数においては『製造業』が最大であり、次いで『卸売業・小売業』、『宿泊業、飲食サービス業』の順となっています。

表 2-2-3 産業別事業所数及び従業者数（平成 28 年）

項目		事業所数(件)	従業者数(人)
第1次 産業	農業、林業	3	30
	漁業	-	-
	小計	3	30
第2次 産業	鉱業、採石業、砂利採取業	-	-
	建設業	78	260
	製造業	177	965
	小計	255	1,225
第3次 産業	電気・ガス・熱供給・水道業	-	-
	情報通信業	1	1
	運輸業、郵便業	8	55
	卸売業・小売業	177	656
	金融業、保険業	6	34
	不動産業、物品賃貸業	18	56
	学術研究、専門・技術サービス業	15	54
	宿泊業、飲食サービス業	77	439
	生活関連サービス業、娯楽業	44	188
	教育、学習支援業	5	16
	医療、福祉	25	307
	複合サービス業	11	68
	サービス業(他に分類されないもの)	70	193
	小計	457	2,067
総数	715	3,322	

出典：経済センサス(平成28年活動調査)

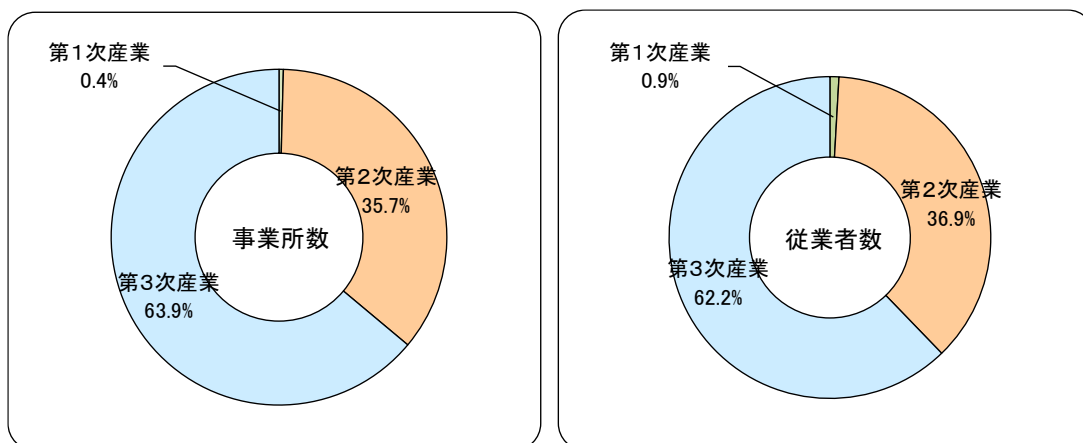


図 2-2-3 事業所数及び従業者数の構成比率 (平成 28 年)

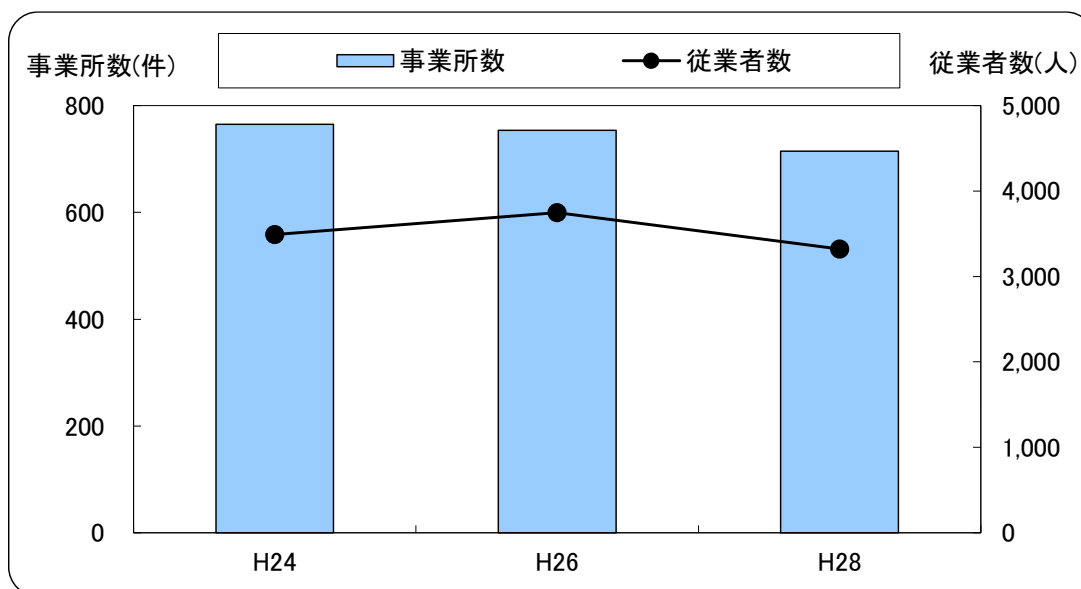


図 2-2-4 事業所数及び従業者数の推移

第3章 生活排水処理の現状

第1節 生活排水処理の状況

1. 処理区域及び処理主体

本町におけるし尿及び浄化槽汚泥の処理区域及び処理主体を表3-1-1に示しています。

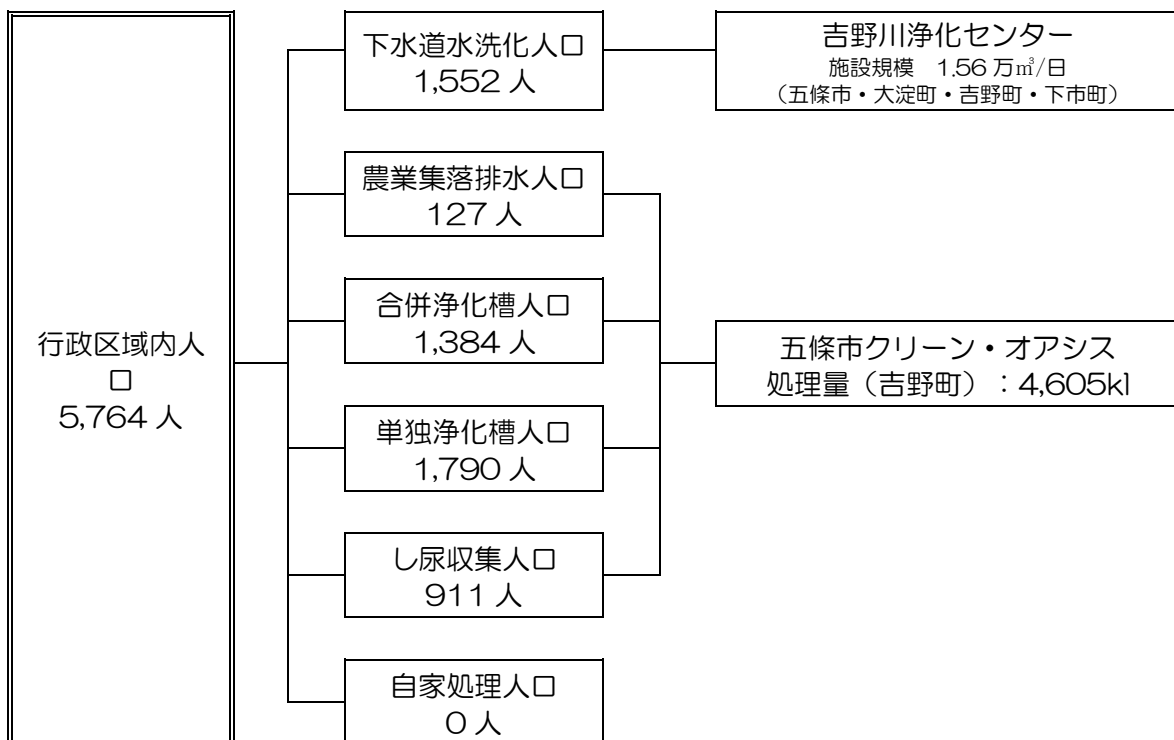
項 目		処理主体
計画処理区域		本町全域
処理主体	単独・合併浄化槽	個人等
	汲み取りし尿	個人等
	公共・流域下水道	本町・奈良県
	し尿処理施設	なし

表3-1-1 し尿及び浄化槽汚泥の処理区域及び処理主体

2. 生活排水処理の流れ

令和6年度の生活排水の処理を図3-1-1に示しています。排出された生活排水のうち公共下水道に排出された汚泥は吉野川浄化センターで処理されています。一般収集されるし尿、合併及び単独処理浄化槽、農業集落排水で発生する汚泥は五條市クリーン・オアシスで処理されています。

図3-1-1 生活排水処理の流れ



第2節 生活排水処理の実績等

1. 公共下水道事業

本町の流域関連公共下水道事業は、平成3年10月に都市計画決定、翌年1月に事業認可取得後整備事業を進め、同9年9月から供用を開始しています。

その後、財政状況や人口減少等の状況を勘案しつつ全体計画、認可計画等の随時見直しを行い、整備を進めています。なお、表3-2-1には公共下水道事業計画、表3-2-2には流域下水道処理施設の概要を示しています。

表3-2-1 公共下水道事業計画

項目	事業区分	面積 (ha)	計画処理人口 (人)
全体計画	公共下水道	177.53	1,930
認可計画区域	公共下水道	114.34	1,958

※令和6年4月1日時点

表3-2-2 流域下水道処理施設

項目	事業区分
処理区名	吉野川流域下水道吉野川処理区
処理場所	吉野川浄化センター
所在地	五條市二見
放流先河川	吉野川
事業着手年度	昭和57年度
供用開始	平成3年4月
行政区域	五條市・大淀町・吉野町・下市町
計画処理区面積	3,142ha
計画人口	3.85万人
計画汚水量(最大)	2.12万m ³ /日
処理方法 (水処理)	オキシデーションディッチ法+れき間接触酸化法 循環式硝化脱窒法+急速ろ過
処理方法 (汚泥処理)	濃縮-脱水
幹線間梁	23.5km

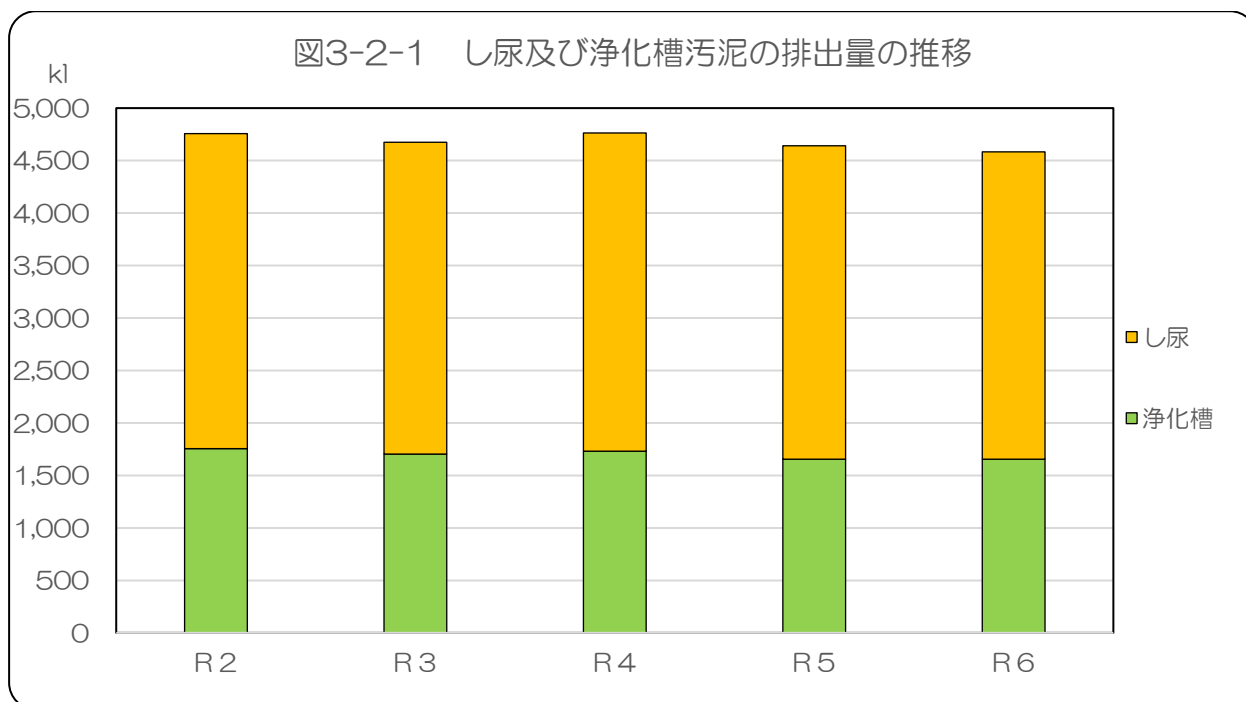
2. 処理区域及び処理主体

1) し尿及び浄化槽汚泥の排出量の推移

本町において収集されるし尿及び浄化槽汚泥の排出量の推移は、図 3-2-3 及び表 3-2-1 に示すとおりです。し尿の排出量は、公共下水道の整備及び合併処理浄化槽事業の普及等により減少傾向となっています。

表 3-2-3 し尿及び浄化槽汚泥の排出量推移

項 目		R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
人 口		6,596	6,405	6,184	5,979	5,764
し尿	年間排出量 [kl/年間]	1,754	1,705	1,731	1,656	1,656
	1日あたりの排出量 [kl/日]	4.81	4.67	4.74	4.53	4.54
	原単位 [l/人/日]	0.73	0.73	0.77	0.76	0.79
浄化槽汚泥	年間排出量 [kl/年間]	3,002	2,970	3,031	2,984	2,926
	1日あたりの排出量 [kl/日]	8.22	8.14	8.30	8.15	8.02
	原単位 [l/人/日]	1.25	1.27	1.34	1.36	1.39
合計	年間排出量 [kl/年間]	4,756	4,675	4,761	4,640	4,582
	1日あたりの排出量 [kl/日]	13.03	12.81	13.05	12.68	12.55
	原単位 [l/人/日]	1.98	2.00	2.11	2.12	2.18



※平成27年～令和元年の各数値については、浄化槽台帳と突合の結果一般廃棄物実態調査の数値との乖離が判明、将来推計のため浄化槽台帳の数値を記載しています。

2) 収集・運搬方法

本町より排出されるし尿及び浄化槽汚泥の収集・運搬作業については、表 3-2-4 の収集方法により許可業者が行っています。

表 3-2-4 収集方法

項目	し尿	浄化槽汚泥
方法	戸別収集	戸別収集
形態	委託	委託
業者数	2業者	2業者
収集・清掃の頻度	随時	随時

3) 処理の方法

現在、本町より排出されるし尿及び浄化槽汚泥は、五條市クリーン・オアシスに処理委託をしています。

表 3-2-5 五條市クリーン・オアシス概要

施設名称	五條市クリーン・オアシス
設置主体	五條市
所在地	奈良県五條市二見5丁目4番2号
処理能力	48kl/日 (し尿15kl/日、浄化槽汚泥33kl/日)
処理方式	前脱水型高負荷脱窒素処理方式

3. 合併処理浄化槽設置整備事業

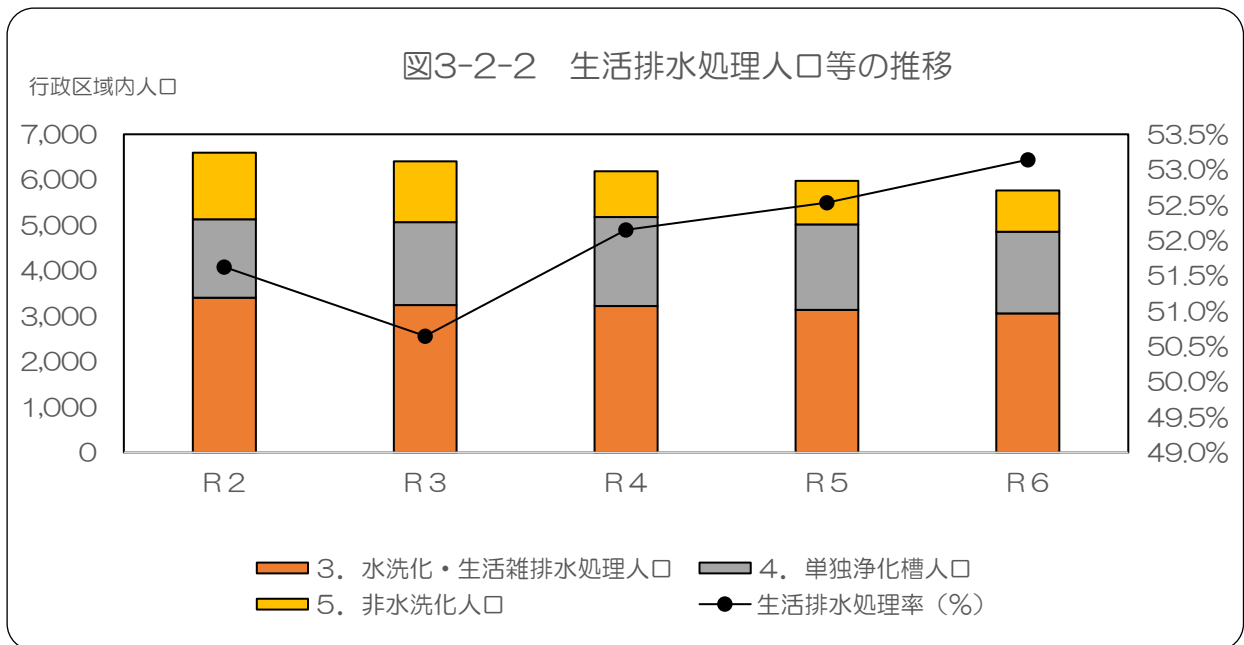
本町では、平成 10 年度から公共下水道認可区域外において合併処理浄化槽の設置補助事業を行っており、単独処理浄化槽やくみ取りから合併処理浄化槽への転換を促進しています。

4. 生活排水処理率

本町における生活排水処理率の推移を表 4-2-6 及び図 3-2-2 に示しています。吉野川水系の水質環境保全や住環境の更なる整備と充実を図るため、公共下水道整備事業と下水道未整備地区内の合併処理浄化槽整備を行っていることから、生活排水処理率は年々増加傾向にあります。

表 4-3-4 生活排水処理状況及び生活排水処理率

	R2	R3	R4	R5	R6
1. 行政区域内人口	6,596	6,405	6,184	5,979	5,764
2. 計画処理区域内人口	6,596	6,405	6,184	5,979	5,764
3. 水洗化・生活雑排水処理人口	3,405	3,244	3,225	3,141	3,063
(1) コミュニティプラント人口	0	0	0	0	0
(2) 合併処理浄化槽人口	1,570	1,446	1,474	1,430	1,384
(3) 公共下水道人口	1,687	1,654	1,609	1,578	1,552
(4) 農業集落排水施設人口	148	144	142	133	127
4. 単独浄化槽人口	1,726	1,826	1,958	1,877	1,790
5. 非水洗化人口	1,465	1,335	1,001	961	911
生活排水処理率 (%)	51.6%	50.6%	52.2%	52.5%	53.1%



※生活排水処理率 (%) = 水洗化・生活雑排水処理人口 ÷ 計画処理区域内人口 × 100

※平成27年～令和元年の各数値については、浄化槽台帳と突合の結果一般廃棄物実態調査の数値との乖離が判明、将来推計のため浄化槽台帳の数値を記載しています。

第3節 生活排水処理対策に係る関係法令等

生活排水処理対策に係る主要な関係法令を表3-3-1に示しています。

表3-3-1 生活排水処理対策に係る関係法令

法律の名称	法律の概要
環境基本法	公害対策基本法及び自然環境保全法では、対応に限界があるとの認識から、地球環境時代の環境政策の新たな枠組を示す基本的な法律として制定された。基本理念としては、(1) 環境の恵沢の享受と継承、(2) 環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築、(3) 国際的協調による地球環境保全の積極的推進等があげられている。
廃棄物処理法	廃棄物の排出を抑制及び廃棄物の適正な分別・保管・収集・運搬・再生・処分等の処理並びに生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的としている。 また、し尿及び浄化槽汚泥は一般廃棄物となるため、収集・処理・処分にあたってはこの法律が適用される。
下水道法	流域別下水道整備総合計画の策定に関する事項並びに公共下水道、流域下水道及び都市下水路の設置その他管理の基準等を定め、下水道の整備を図ることで都市の健全な発達及び公衆衛生の向上に寄与し、あわせて公共用水域の水質の保全に資することを目的としている。
浄化槽法	浄化槽の設置、保守点検、清掃及び製造について規制するとともに、浄化槽工事業者の登録制度及び浄化槽清掃業の許可制度を整備し、浄化槽設備士及び浄化槽管理士の資格を定めること等により、浄化槽によるし尿等の適正な処理を図り、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与することを目的としている。 単独処理浄化槽の新たな設置の禁止や、浄化槽汚泥の引き抜き清掃回数、下水道及びし尿処理施設で処理する以外は、浄化槽で処理した後でなければ、し尿を公共用水域に放流してはならない等が規定されている。
水質汚濁防止法	水質汚濁防止を図るため、工場及び事業場からの公共用水域への排出及び地下水への浸透を規制する法律である。 汚水または廃液を排出する施設として水質汚濁防止法、ダイオキシン類対策特別措置法の二つの法律に基づき定められた施設を「特定施設」として必要な規制基準を定めている。
瀬戸内海環境保全特別措置法	瀬戸内海の環境の保全を目的とする法律。環境保全上支障の生じる恐れのある排水施設の設置の規制、総量規制の実施、公有水面の埋め立てにあたっての特別な配慮、自然海浜地区の指定等を規定している。

第4章 生活排水処理の現状

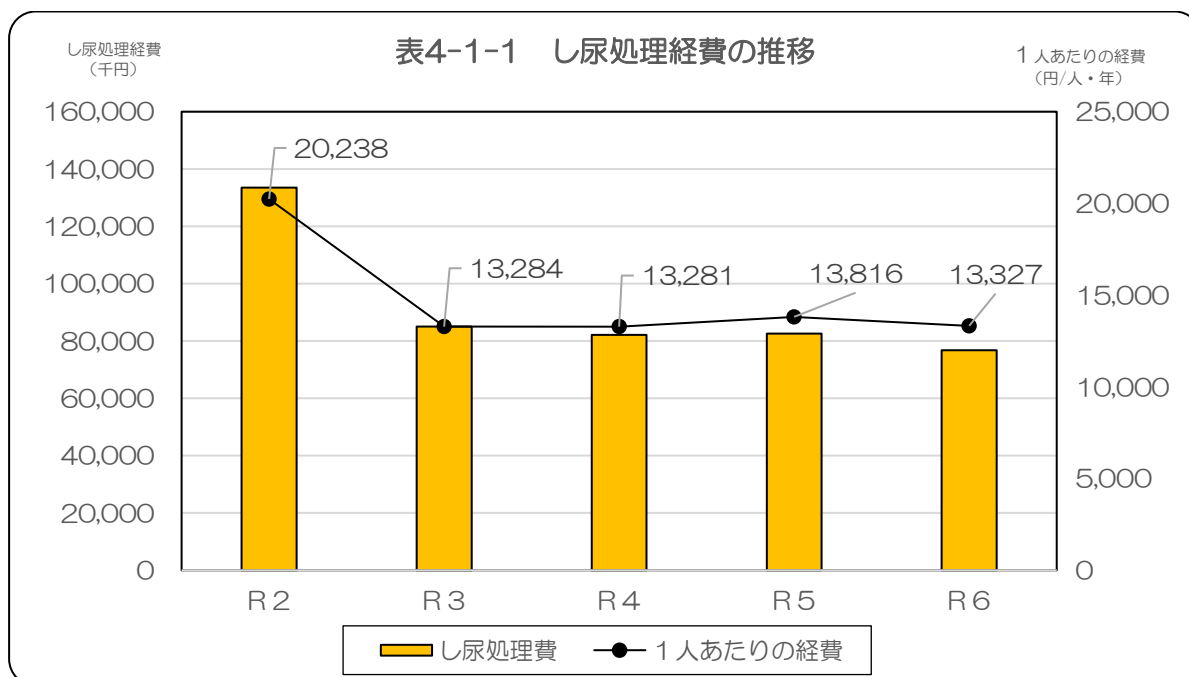
第1節 経済的要因

し尿処理費の推移を表4-1-1、図4-1-1に示しています。

五條市クリーン・オアシスに対するし尿処理委託料であり、処理量の変化や維持修理費用の増減が反映され、1人当たりの年間経費とともに変動しながら推移しています。

表4-1-1 し尿処理経費の推移

項目	単位	R2	R3	R4	R5	R6
人件費	千円	15,418	14,045	14,387	14,615	6,599
委託費(処理料)	千円	62,960	62,190	66,054	66,129	68,399
改修負担金	千円	53,617	7,413	85	340	87
消耗品を含む その他経費	千円	1,494	1,435	1,604	1,524	1,734
合計 (し尿処理費)	千円	133,489	85,083	82,130	82,608	76,819
人口	人	6,596	6,405	6,184	5,979	5,764
1人あたりの経費	円/人	20,238	13,284	13,281	13,816	13,327
排水総排出量	kl/年	4,756	4,675	4,761	4,640	4,582
排水1klあたり経費	円/kl	28,066	18,200	17,249	17,802	16,767
収集・運搬形態		委託	委託	委託	委託	委託



第2節 将来における処理の見通し

本町においては、今後も下水道計画区域外におけるし尿及び浄化槽汚泥の処理が必要となるため、合併処理浄化槽の普及とともに、引き続き五條市クリーン・オアシスに対する委託処理を継続します。

第3節 生活排水処理システムに関する事項

1. 処理の現状と課題

1) し尿・浄化槽汚泥処理

本町では、公共下水道を中心に生活排水処理を進めており、今後も下水道の整備を推進し処理区域の拡充を図ります。

なお、整備しない地域や整備に時間がかかる地域等は、将来的な合併処理浄化槽設置の可能性も視野に入れつつ、現時点では一旦処分という対応を採っています。

2) 生活雑排水処理対策

下水道の普及により生活排水処理率は上昇しているにも拘らず、水質保全是十分でないのが現状です。

今後も、合併処理浄化槽の設置・転換を図るだけでなく、浄化槽の適切な維持管理に必要な保守・点検・清掃及び検査の徹底を図るよう指導していく必要があります。

第5章 生活排水処理基本計画

第1節 生活排水処理の基本方針

1. 基本理念

生活排水を適正に処理し身近な公共用水域の水質改善を図るには、地域住民の理解と協力のもとに、清冽な水環境の維持・改善に取り組むことが求められています。

本町では、快適で豊かな水環境の形成の実現に向けて、引き続き「吉野町第5次総合計画」の基本方針に沿って取り組んでいくものとします。

2. 基本方針

基本理念を実現するために、以下の基本方針を掲げます。

基本方針	取り組み内容
下水道、合併処理浄化槽への切り替え	生活雑排水を未処理のまま放流する汲み取りや単独処理浄化槽を、下水道や合併処理浄化槽への転換を推進することで、水洗化率の向上を図ります。
浄化槽の適切な維持管理の推進	河川の水質保全のためにも、浄化槽（合併及び単独処理浄化槽）の適切な維持管理に努めます。
適切な処理体制の維持	し尿及び浄化槽汚泥の適切な収集・運搬、処理を継続のための体制維持に努めます。
処理の効率性	し尿及び浄化槽汚泥の処理にあたっては、収集運搬許可事業者並びに処理を委託する五條市クリーン・オアシスと連携しつつ、財政の肥大化を防止します。

第2節 生活排水処理人口等の推計結果及びし尿等排出量の推計

本町における行政区域内の生活排水処理人口等の推計を図5-2-1に示しています。

今後、行政区域人口の減少が予想されますが、合併浄化槽及び公共下水道人口は増加が見込まれています。

図5-1-1 生活排水処理人口等の推計

	R3年度	R8年度	R12年度
1. 行政区域内人口	6,405	5,392	4,507
2. 計画処理区域内人口	6,405	5,392	4,507
3. 水洗化・生活雑排水処理人口	3,244	2,995	2,755
(1) コミュニティプラント人口	0	0	0
(2) 合併処理浄化槽人口	1,446	1,362	1,218
(3) 公共下水道人口	1,654	1,512	1,428
(4) 農業集落排水施設人口	144	121	109
4. 単独浄化槽人口	1,826	1,688	1,482
5. 非水洗化人口	1,335	709	270
生活排水処理率(%)	50.6%	55.5%	61.1%

1. 行政区域内人口

近年の人口推移は減少傾向となっており、今後もこの影響は続くと予想されているため、令和12年度末には4,463人まで減少する見込みです。

但し、総合計画の定住施策が推進されることにより今後の動向を見ながら適宜修正を加えていく必要があります。

2. 公共下水道人口

近年の公共下水道人口の推移は、町の財政状況から単年度の整備量は減少してはいるものの、計画に基づいた公共下水道の整備を実施することにより、接続人口率はゆるやかに増加していく見込みとなります。

3. 単独処理浄化槽人口

令和元年度の浄化槽法改正により、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換が鋭意進められています。今後、合併処理浄化槽への転換や公共下水道の接続により単独浄化槽人口は減少していくと考えられています。

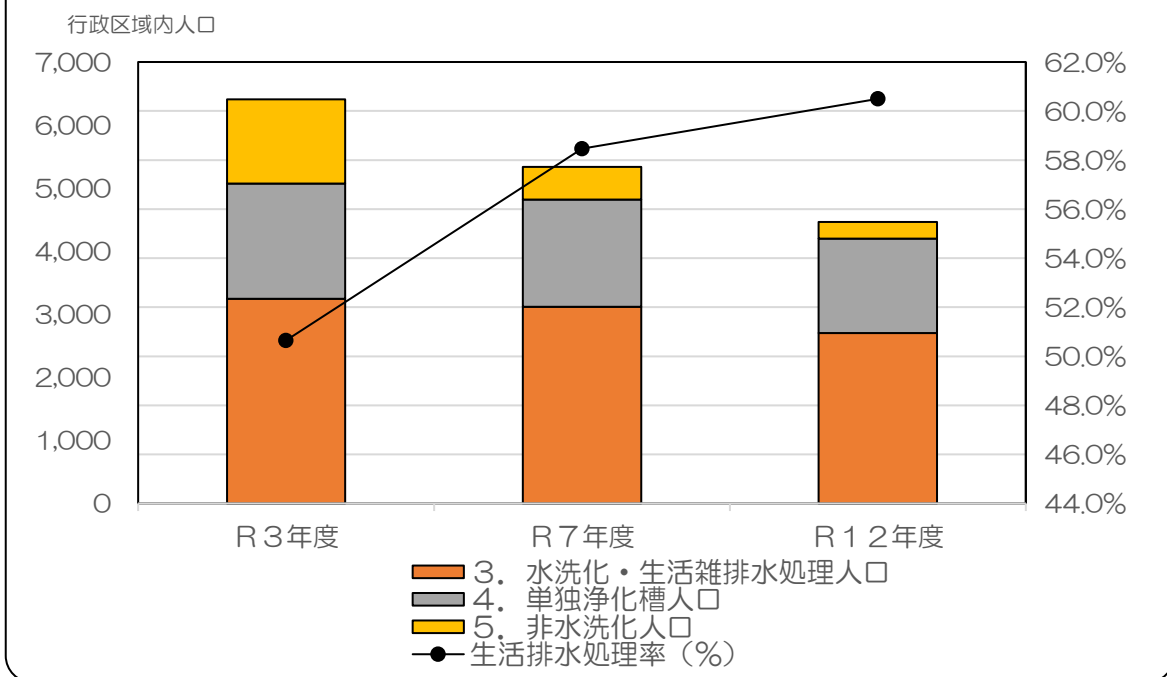
4. し尿収集人口

し尿収集人口については、合併処理浄化槽設置補助事業及び下水道整備事業により減少が見込まれています。

5. し尿及び浄化槽汚泥の排出量の見込み

し尿及び浄化槽汚泥の排出量の見込みは図5-1-1に示しています。

図5-1-1 行政区域内人口及び生活排水処理人口の推移の見込み



生活排水処理率は年々上昇し、令和12年には約61.1%になる見込みです。

第3節 処理目標達成のための施策

1. 処理目標

推計目標により、令和12年度の生活排水処理率の目標を61.1%とします。

2. 目標施策

本計画の目標を達成するための施策は以下のとおりです。

1) 住民に対する広報・啓発活動

生活排水や工場排水の発生源は家庭や事業所であり、発生源対策の強化が必須となります。広報等による住民や事業所に対しての周知活動及び生活環境保全の向上を目的とした浄化槽管理（定期的な保守点検、清掃及び定期検査）の必要性の啓発についても行っていきます。

（1）公共下水道への接続の啓発

公共下水道及び特定環境保全公共下水道の整備が完成した区域の住民に対し、継続的な公共下水道への接続を呼びかけていきます。

（2）合併処理浄化槽の普及拡大

公共下水道の整備が行き届かない地域においても、生活環境保全の向上を図るため合併処理浄化槽の設置について啓発していきます。

（3）単独処理浄化槽について

既設の単独処理浄化槽については、生活環境保全の向上を図るため合併処理浄化槽への転換を呼びかけていきます。

2) し尿及び浄化槽汚泥等の適正処理について

し尿及び浄化槽汚泥等を適正に処理する方法として以下の計画に基づき推進します。

（1）収集・運搬計画

し尿及び浄化槽汚泥の収集・運搬については今後も現行どおりの方法を踏襲します。

（2）処理計画

現在は、下水道整備が行き届いていない地域においては、収集したし尿及び浄化槽汚泥を五條市クリーン・オアシスでの処理を委託している状況ですが、今後の委託処理について五條市に対して方法等綿密な協議を行っていきます。

》 第6章 その他

1. 住民に対する広報・啓発活動

本町における住民及び事業者に対して、公共水域の汚濁防止の観点から、生活排水対策の必要性や浄化管理の重要性について、広報・啓発活動を推進して周知徹底を図るものとします。

また、本町における下水道整備済み地域においては、速やかな接続を積極的に呼びかけると共に、整備区域内外において整備の遅延が発生する住民に対しては、補助制度を周知することで合併浄化槽の設置を呼びかけていくものとします。

2. 地域に関する諸計画との関係

吉野町第5次総合計画に基づき、本町を流れる河川の水環境の保全に努めます。